業務委託基本契約書

○○クライアント名○○を委託者、○○個人事業名○○（○○個人名○○）を受託者として、本契約書第１条に定める業務委託（以下、本件業務という）について、以下のとおり契約します。

第１章 総則

（定義）

1. 本件業務とは、委託者が委託者または委託者の指定する第三者のために行う下記業務をいうものとし、その具体的作業内容は第２条および第６条のおいて定めるものとします。
   1. システム開発、コーディング作業
   2. ウェブサイト、ロゴ、イラスト等のデザイン
   3. Flash、JavaScript等のアニメーション作成
   4. その他、上記に付随する作業や保守等

（個別契約の締結）

1. 受託者が本件業務を実施する場合は、委託者と受託者は個別業務ごとに別途契約（以下、個別契約という）を締結するものとします。
   * 1. 委託者および受託者は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、または本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の定めが本契約の定めに優先するものとします。
     2. 委託者および受託者は、いずれの個別契約についても、これを締結するための協議を開始して4週間が経過しても協議が調わず、当該個別契約の締結に至らない場合には、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

（提出書類）

1. 委託者は、本契約の締結にあたり、受託者に以下の書類の提出を要求することが出来るものとします。
   1. 履歴書、経歴書
   2. 取引・制作実績
      1. 前項の各号について変更があった場合は遅滞なく変更後の書類の提出・通知を行うものとします。
      2. 委託者は、個別契約の締結にあたり、その他必要な書類の提出を求め、必要な調査を行うことができるものとします。

（契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、平成◯◯年◯◯月◯◯日から平成◯◯年◯◯月◯◯日までとします。ただし、期間満了の３か月前までに委託者または受託者から書面による意思表示がないときは、同一の条件をもってさらに１年間継続するものとし、その後も同様とします。
   * 1. 前項に定める本契約の有効期間内に成立した個別契約は、本契約の有効期間にかかわらず個別契約で定める期間中有効に存続するものとし、当該期間においては、本契約の有効期間についても延長されるものとします。
     2. 本契約は、契約締結の日にかかわらず、平成◯◯年◯◯月◯◯日に遡って効力を生じます。

第２章 個別契約の成立

（個別契約の成立）

1. 個別契約は、委託者から受託者に対して委託者所定の注文書を発行し、これを受けて受託者が請書や口頭で受注の意思表示をした際に成立するものとします。
   * 1. 個別契約の業務内容、委託金額、報告期日、及び納期等は別途個別契約毎に定め、これをもとに協議して決定するものとします。
     2. 個別契約成立後、委託者の都合により個別契約を解除する場合、委託者は受託者に対し着手金があればそれをもってキャンセル料とする。着手金がなければ協議の上キャンセル料金を委託者から受託者へ支払うものとする。

第３章 業務の実施

（実施指図）

1. 受託者は、委託者所定の作業仕様書、検査基準書、または委託者が必要に応じて作成する作業指図書もしくは指示（以下、実施指図という）に基づき本件業務を実施するものとします。

（実施責任者）

1. 受託者は、個別契約ごとに委託者の実施指図に適応できる能力を有する責任者（以下、責任者という）を自己と雇用関係にある者の中から選任し担当させるものとします。
   * 1. 前項の責任者の選任について、委託者は意見を述べることができるものとします。
     2. 受託者が受託者の事由により責任者を変更する場合は、事前に委託者に対してその理由を書面にて通知するものとします。

（業務の実施場所）

1. 本件業務の実施場所は、個別契約で定めます。
   * 1. 受託者が本件業務を受託者の事業所外で実施する場合、委託者は受託者のため自己の負担において必要な独立した作業場所、その他必要な機器等を確保し、受託者に提供するものとします。ただし、機器の使用については別に定めるものとします。
     2. 受託者は、本件業務を受託者の事業所外で実施する場合、委託者もしくは委託者の指定した者の定める規則を遵守し、指示に従い、その秩序維持および安全衛生の確保に努めるものとします。

第４章 進捗報告ならびに検査および支払

（進捗報告）

1. 委託者は受託者に対し、必要に応じていつでも本件業務の進捗状況について報告を求めることができるものとします。
2. 受託者は委託者に対し、報告を求められた場合、及び個別契約に定めた報告期日があればその都度本件業務の進捗状況について報告するものとします。

（検査および支払）

第10条 受託者は、個別契約ごとに個別契約で定める成果物（成果物がない場合はその実施結果。以下、あわせて実施結果という）を個別契約で定める日までに委託者に提出するものとします。

* + 1. 委託者は必ず前項の受託者から提出された実施結果を５日以内に委託者所定の検査基準に基づき受入検査を行い、その結果を受託者に通知するものとします。通知がない場合、受入検査に合格したものとします。
    2. 受入検査の結果に問題がある場合、受託者は委託者の通知を受けて、受託者の責任と負担により修正、追加を行うものとします。

（代金の請求と支払）

第11条 受託者は、前条の受入検査結果に基づく支払対象金額合計額を受入検査の通知のあった日の翌月10日までに書面により請求するものとします。

1. 委託者は、受託者からの前項の納品日の月末締め、翌月末日までに銀行送金にて請求金額を支払うものとします。また、銀行送金時の振込手数料は委託者の負担とします。

（代金額の変更）

第12条 委託者が、本件業務の実施結果について、その水準が委託者の所定検査基準を満たしていないと判断した場合、委託者は受託者に対して請求金額の変更について協議を申し出ることができるものとします。但し、所定検査基準の内容は仕様書類等で事前に委託者から受託者へ通知しておくものとします。

（相殺）

第13条 委託者が、受託者に対して金銭債権を有する場合、委託者は受託者に対する委託金額支払債務と相当額において相殺することができるものとします。

1. 前項の場合、受託者は、委託者に対して負担する一切の債務につき期限の利益を相殺前に放棄するものとし、また放棄したものとみなされても何らの異議を申し立てないものとします。

第５章 権利の帰属等

（著作権適格性を有する成果物についての権利の帰属）

第14条 本契約および個別契約に基づき作成された成果物の複製、使用収益処分および第三者に対する使用許諾等の権利は両社協議の上決定するものとします。

1. 本件業務の成果物に対する著作権（著作権法第27条、第28条の権利も含む）等の権利は、申し入れがない限り委託者に帰属します。但し、本件業務で得た技術、発明、発見に対する知的財産権については委託者の著作権を侵害しない範囲で受託者に帰属します。
2. 受託者は、実施結果の内容を第三者に開示することはできません。
3. 受託者は、委託者が委託者の責任において成果物を任意に修正変更しても一切異議を述べないものとします。

第６章 保証および損害賠償

（瑕疵担保責任）

第15条 本件業務の実施結果につき隠れたる瑕疵その他受託者の責に帰すべき事由により、個別契約の最初の入金日から１年以内に修正・追加を要する事態が生じたときは、受託者は自己の責任と負担において遅滞なく修正・追加を行うものとします。但し、受託者以外の者が納入成果物へ手を加えた場合はこの限りではなく、委託者の負担において修正・追加作業のための別途業務が発生する場合があります。

（損害賠償）

第16条 受託者が本件業務を実施するにあたり、受託者、現場責任者、技術者、その他受託者の担当者（受託者が再委託しているときは再受託者を含む）の故意または重大な過失により委託者もしくは第三者に損害を与えた場合、損害賠償の額は両社協議の上、決定するものとします。また、損害賠償の上限額は委託料を限度とします。

第７章 債務不履行

（債務不履行と契約解除）

第17条 契約当事者の一方が、次の各号の一に該当する場合は、他方は何らの通知催告をすることなく本契約または個別契約の全部または一部を解除することができます。

1. 受託者の技術的能力では本件業務を実施する見込みがないと委託者が認めたとき。
2. 委託者の責に帰すべからざる事由によって本契約または個別契約の実施が不可能または不要になったとき。
3. 一方に労働争議等が発生し本契約または個別契約を実施することが困難であると他方が認めたとき。
4. 一方の株主・経営者の変更、主要な従業者の退職等によって、従前と比較して本契約および個別契約の実施が困難になると他方が認めたとき。
5. 契約当事者の一方、現場責任者、技術者その他担当者が不正行為をなし、他方に有形、無形の損害を与えたとき。
6. 一方が債務超過により銀行取引停止処分もしくは差押、仮差押、仮処分、競売等の強制執行を受けたとき。
7. 一方が破産、会社更生等会社整理の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき。
8. 本契約または個別契約の各条項の一つでも違反したとき。
9. 前項により本契約もしくは個別契約の一部または全部が解除された場合、一方は、他方の責に帰すべき事由によって被った損害の賠償を請求することができるものとします。
10. 個別契約の実施中に第１項により本契約が解除された場合といえども、委託者が請求したときは、当該個別契約は個別契約の条項に従って実施されるものとします。

第８章 機密保持

（機密保持義務）

第18条 事前に知り得た情報、すでに公開されている情報などを除き、本契約および個別契約に基づき、委託業務の遂行に伴い相手方より提供を受けまたは知り得た技術上、営業上、またはその他の業務上の情報（委託者の顧客に関する情報を含む。）（媒体を問わないものとし、以下「秘密情報」という。）を、機密として保持するものとし、目的および理由の如何を問わず第三者に開示してはならないものとします。

1. 前項の定めは、本契約終了後も有効に存続するものとします。
2. 受託者は、実施指図の資料、その他委託者から入手する一切の電磁的データ、資料（以下、資料という）について、機密保持義務を負い、その保管管理に一切の責任を負うものとします。
3. 受託者は、資料を委託者の指定した目的以外に使用してはならないものとし、その内容を第三者に開示することはできません。
4. 受託者は、委託者の承諾なくして資料を複製、複写することはできません。

（機密保持義務の履行）

第19条 秘密情報の提供を受けた委託者または受託者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

1. 委託者および受託者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本契約および個別契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、当該秘密情報の複製または改変が必要なときには、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。
2. 委託者から提供を受けた資料等（前項により複製または改変された資料等を含む。）が委託業務遂行上不要となったとき、或いは本契約および個別契約が終了または解除されたときには、受託者は遅滞なくこれらを委託者に返還するかまたは委託者の指示に従ってこれらを処置しなければなりません。

（再委託）

第20条 基本的に受託者は本件業務を自ら実施するものとし、委託者の事前の書面による承諾のない限り本件業務の全部ないし一部を第三者に再委託し、または代行実施させることはできません。

（再受託者の通知等）

第21条 委託者の書面による承諾をもって受託者が第三者に本件業務の一部を再委託または代行実施させる場合、受託者は再受託者、代行実施者等、名称の如何を問わず受託者に代わって本件業務を実施する者（以下、「再受託者」という）について、その氏名、業務の範囲、その他必要事項を委託者に通知し、かつ再委託契約において本契約で定める機密保持体制と同等以上の機密保持義務を再受託者に課して、受託者はこれを管理しなければなりません。

（契約終了後の処理）

第22条 本契約もしくは個別契約が終了した場合、契約終了原因にかかわらず受託者は委託者から提供を受けた資料および物品等（複製物を含む）を委託者に直ちに返還、または委託者の指示する方法があればそれに従い処分等の処理を行うものとします。また、委託者は受託者に対して消去・廃棄の旨の証明書の発行を求めることができるものとします。

第９章 契約の変更

（契約の変更）

第23条 委託者および受託者は、相手方に対して本契約および個別契約の変更の協議を申し出ることができるものとし、この場合、相手方は誠意をもって協議に応じなければなりません。また、受託者は個別契約において定めた「仕様」「機能」、等への「変更」「追加」があった場合、「請負金額」「納期」等の変更を求めることができます。

第10章 その他

（権利義務の譲渡禁止）

第24条 受託者は、本契約および個別契約に関連して生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできません。

（旧契約の失効）

第25条 本契約の各条項は、本契約以前になされた本件業務の実施に関する本契約と矛盾する合意に優先します。

（合意管轄）

第26条 本契約および個別契約に関する訴訟については、仙台地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

（委託事実の公表）

第27条 委託者は、委託業務が個人情報の取扱いを目的としている場合、委託している事実を個人情報保護法および委託者の社内規程に従い、委託者のホームページへの掲載、書面の発送および書面の提供等による受託者の同意を得ずに公表することができるものとします。

（第三者からの請求に対する防御）

第28条 第18条に定義する秘密情報の漏えい等により第三者より委託者が損害賠償等の請求を受けた場合、委託者の責に帰すべき場合は委託者がその責を負い、自己の負担と責任で解決するものとします。

1. 受託者の責に帰すべき場合は受託者がその責を負いますが、委託者は自己のために防御できるものとし、防御費用、損害賠償費用等は両社協議の上決定するものとする。
2. 責任を負う者が不明な場合は、委託者は自己のために防御できるものとし、受託者は委託者の行う防御に協力します。
3. 防御とは、自己を守ることをいう。防御費用とは、弁護士報酬および訴訟費用をいう。

（印紙税の負担）

第29条 印紙税法（昭和42年5月31日法律第23号）の定めるところによりこの契約書に貼付して納めるべき印紙税の税額に相当する費用は、甲および乙が折半してこれを負担する。

（協議）

第30条 本契約あるいは個別契約に定めのない事項および本契約あるいは個別契約の各条項に疑義を生じた場合、委託者および受託者は協議の上、円満に解決するものとします。

本契約を証するため委託者、受託者は各自記名押印するとともに、本契約書２通作成し、各自１通ずつ保有するものとします。

平成◯◯年◯◯月◯◯日

|  |  |
| --- | --- |
| 委託者 | （住所） |
| （社名/屋号） |
| （代表者名） |
|  |  |
| 受託者 | （住所） |
| （社名/屋号） |
| （代表者名） |